

令和5年度 第1回

## 龍禅寺小学校 学校運営協議会



【入学式】



【避難訓練】

令和5年4月28日（金）15時00分～

浜松市立龍禅寺小学校

# 第1回竜禅寺小学校運営協議会

令和5年4月28日(金) 15:00~16:30 : 会議室

開会 開催要件(委員の過半数の出席)確認 <司会:高須、記録:富田、佐々木>

※開催要件と配付資料、協議会規則の確認

- 1 始めの言葉
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書の交付
- 4 自己紹介
- 5 会長の選出(委員の中から互選)・副会長の指名(会長が指名)
- 6 会長挨拶、本年度の協議会の目標について
- 7 議長の選出(出席した委員の中から互選)
- 8 熟議 <議長: 、記録: 富田、佐々木>
  - (1) 学校運営の基本方針、児童に育てたい力について(校長)
  - (2) 夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について(教頭)
  - (3) 竜禅寺小学校いじめ防止基本方針について(坂口)
- 9 連絡・報告 <司会:高須、記録:富田、佐々木>  
【報告】 高須委員より  
【連絡】
  - (1) 学校運営協議会自己評価について(教頭)
  - (2) 年間開催計画と次回開催(教頭)
  - (3) 次回の議長
  - (4) 次回の熟議内容
  - (5) 写真撮影とさくら連絡網

閉会

10 終わりの言葉

# 第1回 学校運営協議会出席者名簿

## 学校運営協議会委員

委員	寺田 成一(てらだしげかず)
委員	松本 直己(まつもとなおき)
委員	新井 和美(あらいかずよし)
委員	加藤 京子(かとうきょうこ)
委員	高須 道男(たかすみちお)
委員	柳川 春彦(やながわはるひこ)
委員	鈴木 宏幸(すずきひろゆき)
委員	倉重 建朗(くらしげたけお)
委員	北井 実香(きたいみか)

## 学校

校長	水野敦司(みずのあつし)
教頭	佐々木和也(ささきかずや)
教務主任	松井 康子(まついやすこ)
CS担当教職員	富田みゆき(とみたみゆき)
CSディレクター	中村 朝実(なかむらあさみ)

## 浜松市教育委員会

教育総務課
-------



## 令和5年度 浜松市立龍禅寺小学校 学校経営方針

### 1 子供たちを取り巻く現状

#### (1) 本校の歴史を振り返って

- 大正14年（1925年）2月、浜松南尋常高等小学校分教場として新設、2か月後浜松龍禅寺尋常小学校として独立、来年度が100周年、記念の活動や行事等の準備を進める予定である。
- 11年間、国語科を窓口としての「学び合う学び」についての研究、授業公開を継続、平成30年度からは、キャリア教育に重点を置き、窓口教科を広げ「基礎的・汎用的能力から見た学びの在り方～つながりを意識した教育課程と学び合う学び～」をテーマに研究発表会を実施した。令和2年度より学校運営協議会を設置、コミュニティ・スクールとしてスタートした。本年度は、ここまでカリキュラムマネジメントの在り方を基に「基礎的・汎用的能力」と「主体的・対話的で深い学び」・教科指導との関連や在り方についての研究の成果を生かし、付けたい力の1年間のつながりや6年間の系統等の研修を進めようとしている。

#### (2) 子供たちの様子

- 明るく元気で素直、好奇心旺盛で元気である。
- 目標設定はできるようになってきているが、目標に向かって努力をし続けたり、苦しさを乗り越えてやり遂げたりするたくましさの欠如が見られる。
- 「育成指標」の配付、活用の働き掛けによって、目指す姿の意識の向上を図っている。  
※「〇年生のがんばりたいめあて」  
・「キャリア教育年間指導計画」を掲示し、子供たち自身が見通しを立て活動を実施する。  
・学習・活動後の振り返りの充実を図る。

#### (3) 保護者の願い

- コロナ感染症対応の中でも「できることをできるように行う」ことを基本に令和3年度より4年度と段階を踏んで可能な限り学校行事等を実施した。→子供たちの学習や生活の姿を目で見て確かめる機会が少しずつ増えた。
- 2学期の振り返りアンケートの結果として、「コロナ禍の中、よく考えてやってくれている」や「こういう状況だからこそ、さらに考えてやってほしい」という両方の意見があった。
- 「育成指標」について  
・「仲間をつくろう」(83%)、「課題を解決しよう」(76%)、「夢に近づこう」(81%)の3項目について、本年度の重点が、アンケートの結果として各項目の中で一番評価が高くなっていた。取り組んできていることが伝わり、子供の成長を感じることができたとともに共通理解のもと連携が進んだのではないかととらえることができた。

#### (4) 南部中学校区の目指す子供の姿

「思いやりをもち、きまりを守る子」

## 2 これからの学校に求められる取り組み

### (1) 様々な関わりの中で

新指導要領でも、また「令和の日本型学校教育」に示されていることの中でも、個への認識と他との協働、個の充実と多様性への対応が示されている。

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」をキャリア教育、ICTの活用（プログラミング学習）、「社会に開かれた教育課程」「カリキュラムマネジメント」と「主体的・対話的で深い学び」、可能な範囲での「高学年教科担任制」との関連の中で進めていく必要がある。

### (2) はままつ人づくり未来プラン

- 第3次浜松市教育総合計画（後期）～「未来創造への人づくり」「市民協働による人づくり」・・・「自分らしさを大切にする子供」「夢と希望を持ち続ける子供」「これから社会を生き抜くための資質や能力を育む子供」を目指すことは継続する。
- 「キャリア教育を核とした人づくりの推進」、「教育の情報化」、「コミュニティ・スクールの推進」は変わりなく重点として進める。

## 3 学校教育目標

### 「夢を持ち ともに輝く」

子供たち一人一人が、夢と希望を持って、仲間と励まし合ったり助け合ったりしながら、自分で考えて諦めないで粘り強く挑戦してほしい。そして、その中で生きていくために必要な資質・能力を育むとともに、自分らしさを磨き、だれかの役に立っていることの喜び（自己有用感）を感じながら生きていくことができる人になってほしい。（主体的な共存共栄）

## 4 学校教育目標具現のための視点

- 平成30年度より、「知」「徳」「体」の視点に加え、教科・領域を横断して育まれるべき4つの資質能力（浜松市が推進するキャリア教育における基礎的・汎用的能力）を通して全教育活動を見直した。
- 令和5年度も継続していく。・・・全ての教育活動を通して竜禅寺小学校で育成する能力を具体項目として目指す子供の姿を明確にする。

## 5 目指す子供の姿

- ・ 「仲間をつくろう」・・・多くの機会を通じて、友達の良いところを見付られるようになった。良さを伝え、活動の中で生かすことができるようにしていきたい。
- ・ 「自分を高めよう」・・・その場や状況に合わせて目標設定ができるようになってきている。設定はできるが、調整しながら最後までやりとげることを目指していく力を付けたい。
- ・ 「問題を解決しよう」・・・さらに必要な情報の収集や整理する力をさらに伸ばしたい。
- ・ 「夢に近づこう」・・・自分たちのしていることの意義や目的は理解できている。

子供たちを取り巻く様々な環境を捉え、いろいろな考えがあり、よりよい自分や集団を目指してみんなで考えていく必要があることを学んでいきたい。

以上の子供の姿の表れから、本年度の重点について全教員で検討し変更を行つた。

☆「子供たちに育てたい能力の育成指標」(別紙)

○ 本年度の重点

様々な情報に触れたり多くの人とコミュニケーションを取ったりする中で、いろいろな考え方や取り組み方を知り、受け止め、その接し方や関わり方の中で自分らしさを感じたり見付けたりする。さらに、見付けた自分らしさを生かしながら目標（夢）に向かって最後まで調整しながらやってみようとする。(挑戦し続ける)

(A) 仲間を作ろう（人間関係形成・社会形成能力）

**仲2：目的を持ち、その達成のために他者とコミュニケーションをとる。**

**【コミュニケーションスキル】**

(B) 自分を高めよう（自己理解・自己管理能力）

**自3：自分の取組を修正したり工夫したりして粘り強く改善する。**

**【忍耐力】**

(C) 問題を解決しよう（課題対応能力）

**問1：目的に応じて情報を収集し、その内容を選択・整理・判断して活用する。**

**【情報の理解・選択・処理】**

(D) 夢に近付こう（キャリアプランニング能力）

**夢2：いろいろな自分らしさや取組方があることを理解し、肯定的に認める。**

**【生き方の多様性の理解】**

## 6 令和5年度の重点

### (1) 社会に開かれた教育課程とカリキュラム・マネジメント

○ 「子供たちに育てたい能力の育成指標」を重点に据えた指導を継続する。～職員、児童、保護者、地域へ配付し、さらに連携を図る。(子供像や教育活動の内容を共有する。)

### (2) キャリア教育の推進

○ 「自分と他者との関係の中で自分を高める」～子供の未来の姿を思い描きながら「子供たちに育てたい能力の育成指標」を基に付けたい力を明確にして取り組む。

○ キャリア教育の先行研究の実績を生かし、さらに実践を積み上げ、成果を情報発信する。

○ 「キャリア教育年間指導計画」の修正・改善を進める。～活動や教科指導とのつながり、他の学年とのつながりを深める。

○ 見通し（めあて）を持たせるオリエンテーション（4月）・ガイダンス、日常的な振り返りとキャリア・パスポートへの記録、学年の振り返りとしての整理（3月）などを計画的に実施する。～キャリア・パスポートの内容と子供の意識のつなげ方、内容、選択方法、学年間の各活動や教科指導とのつながり等の整理と共通理解を進める。

(3) 校内研修の充実を図る。

- 目指す子供の姿を明確にし、「つながり」（それぞれの活動と活動や教科指導との関連を捉えること）の中で育てる指導を行うことができるようとする。年間指導計画の充実、キャリア・パスポートの内容と子供の意識のつなげ方の検討、内容、選択方法、学年間のつながり等の整理と共通理解等を進める。
- 小中の連携（南部中学校区小中合同研修会）の充実を図る。～学校間の連絡を密にする。夏季休業中の合同研修会を実施する。

(4) 教育の情報化

- 情報教育の明確な位置付けを進める。
- プログラミング学習、マナーや SNS 使用に潜むリスク等の指導、その他活動内容の改善を行う。
- 授業や行事における情報機器の積極的な活用を進める。
- タブレット PC の日常的な使用や遠隔でのやり取りの効果的な活用を模索していく。（学校外での利用も含む）さらに、管理の確実性と環境整備もあわせて進める。

(5) 発達支援教育・外国人児童（帰国児童）対応等の教育の充実

- 全職員が着実に関わる。

(6) 児童・教職員の健康安全

- 新型コロナウィルス感染症への対応を図る。（形を変えながらの指導、注意喚起を図る。）
- 令和元年度末から、新型コロナウィルスへの対応（感染予防のため）としての様々な見直し（教育課程の変更）を含め本当のあるべき形を求める。  
※ 子供たち一人一人が十分に自己有用感を高めていくことができるよう、目指すところはぶれることなく進める。
- 教職員の健康維持に関して、お互いに声を掛け合いながら、安心感を大切にする。

(7) いじめへの適切な対応を進める。

- 素早い対策委員会の実施、全職員による認知からのスタート、一人一人に寄り添った対応を行う。

(8) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の充実

- ※ 運営協議会 3 年が終わり、本年度より新しい委員の方々が加わることになる。
- 活動の具体的な展開（継続、学校で必要とすることをしっかりと伝える）

(9) 働き方改革

- 新型コロナウィルスへの感染予防を含め、児童とともに職員の安全と安心を優先する。
- 勤務時間を意識した仕事内容の効率化を図る。
- 教職員一人一人が力量を高める時間（研修の時間）を確保する。
- 会議の内容、実施方法（時間、参加者）等を工夫する。

(10) その他

- 創立 100 周年に向けて、子供たちにとって意義ある活動や行事等、保護者や地域とともに考え、「皆で龍禅寺の子を育ててきたこと、また今後も育てていくこと」を計画の中に据えて進めていくようにする。

# 令和5年度 浜松市立龍禅寺小学校 学校経営構想

未来創造への人づくり

【はままつの人づくり】

## 夢を持ち、ともに輝く

確かな学力

豊かな心

健やかな体

子供たちに育てたい能力の育成指標 (他者との関係の中で自分を高める龍禅寺の子)

仲間をつくろう (人間関係形成・社会形成)

目的を持ち、その達成のために他者とコミュニケーションをとる。

【仲2】

自分を高めよう (自己理解・自己管理)

自分の取組を修正したり工夫したりして粘り強く改善する。

【自3】

問題を解決しよう (課題対応)

目的に応じて情報を収集し、その内容を選択・整理・判断して活用する。

【問1】

夢に近付こう (キャリアプランニング)

いろいろな自分らしさや取組方があることを理解し、肯定的に認める。

【夢2】

重点項目

具体的な取組

- 社会に開かれた教育課程とカリキュラム・マネジメントの実践の充実  
～「子供たちに育てたい育成指標」を重点に据えた指導
- キャリア教育の推進(年間指導計画、教科指導との関連、キャリアパスポート等)  
～つながりを捉えた指導の充実
- 校内研修の充実(目指す子供の姿を明確に描き、活動の関連を捉えた指導)  
『つながり』の中で育てる指導・・・「他者との関係の中で自分を高める子」の育成  
～基礎的・汎用的能力のつながりを意識した教育活動を通して～
- 情報教育の位置付けの明確化(ＩＣＴ教育の充実、教育活動における活用)
- 発達支援教育、外国人児童(帰国児童)対応等の教育の充実
- 児童・教職員の健康・安全対策
- いじめへの対応(対策委員会の実施、全職員での認知からのスタート、一人一人に寄り添った対応)

- PTA活動○参観会○教育相談
- 地域のひと・もの・こと  
←体験・支援
- 保幼小の連携
- 小中一貫教育

- 創立100周年に向けて

南部中学校区 目指す子供像  
思いやりを持ち、きまりを守る

深い愛情を注ぎ、認め、成長を支える家庭

温かく見守り、声を掛け、  
学びを支える地域

学校運営協議会の充実

(コミュニティ・スクール4年)

市民協働による人づくり

## 『子供たちに育てたい能力の育成指標』



## 仲間をつくろう（人間関係形成・社会形成能力）

	仲1 他者の個性を理解する力	仲2 コミュニケーションスキル	仲3 リーダーシップ	仲4 協調性・協力性
高学年	友達の良いところを見付けるとともに、その良さを自分にも生かそうとする。	目的を持ち、その達成のために他者とコミュニケーションをとる。	リーダーとして必要な相手と連絡を取ったり、話し合う内容の調整をしたりして、集団をまとめ、動かす。	友達の考えや思いを理解し、受け止めた上で、自分の考えも伝えながらより良い方向へ協力する。
中学校年	友達の良いところを見付け、その良さが分かる。	自分の思いを伝えたり、相手の思いを聞いたりする。	友達の意見を聞き、自分の意見を加えながら集団をまとめる。	友達の考えが分かり、より良い方向へ協力する。
低学年	友達の良いところを見付ける。	友達や先生などの話をよく聞く。	友達に自分の意見を伝える。	友達と力を合わせる。

## 自分を高めよう（自己理解・自己管理能力）

	自1 自己の役割の理解	自2 自己の動機付け	自3 忍耐力	自4 主体的行動
高学年	周りとの関係の中で、自分の役割が分かり、責任を果たそうとする。	自分の目標を見直したり、新たな目標を設定したりする。	自分の取組を修正したり工夫したりして粘り強く改善する。	自分がしなくてはいけないとや自分のしたいことに取り組む。
中学校年	自分の役割が分かり、責任を果たそうとする。	自分の目標を決める。	自分の目標に向かって最後まで努力する。	自分の目標に向かって進んで取り組む。
低学年	自分のすべきことが分かる。	好きなことやしたいことを見付ける。	自分が決めたことをやり遂げる。	好きなことやしたいことに、自分から取り組む。

## 問題を解決しよう（課題対応能力）

	問1 情報の理解・選択・処理	問2 課題発見	問3 計画立案	問4 実行力
高学年	目的に応じて情報を収集し、その内容を選択・整理・判断して活用する。	より良い社会や生活、学びにするための課題を見付ける。	より良い社会や生活、学びにするための課題を解決するために活動計画を立てる。	活動計画に基づき、必要に応じて修正をしながら、実行する。
中学校年	読んだり聞いたりしたことから必要なものを選び、学びに生かす。	より良い生活や学びにするために必要なことを見付ける。	より良い生活や学びにするために、どうすればよいかがわかる。	より良い生活や学びにするために、考えたことを実行する。
低学年	読んだり聞いたりしたことをもとにして考える。	学校生活ができるようになりたいことを見付ける。	目当てをできるようにする方法を考える。	考えた方法で取り組む。

## 夢に近づこう（キャリアプランニング能力）

	夢1 学ぶこと・働くことの目的・意義の理解	夢2 生き方の多様性の理解	夢3 将来設計1	夢4 将来設計2
高学年	学ぶことや働くことの目的や意義が分かっている。	いろいろな自分らしさや取組方があることを理解し、肯定的に認める。	社会や身の回りと、自分とのつながりを意識して、将来やってみたいことの見通しを持つ。	見通しを持ち、将来やりたいことを実現するために、すべきことを積み重ねていく。
中学校年	学ぶことや働くことの喜びを感じている。	いろいろな考え方を受け止めて、理解する。	学んだことと自分とのつながりに気付き、なりたい自分を見付ける。	なりたい自分に向かって、すべきことを行う。
低学年	学校ですいろいろなことを楽しむ。	いろいろな考え方があることを知る。	なりたい自分を思い描く。	

(様式 1 )

令和 5 年 4 月 28 日

浜松市立龍禅寺小学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 北井 実香 様

浜松市立龍禅寺小学校運営協議会  
会長 倉重 建朗

### 夢育やらまいか事業に対する意見書

令和 5 年 4 月 28 日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

キャリア教育を推進していくために、外部の人材を活用して教育活動を進め、児童の体験の場の充実を進めるべきである。

↓

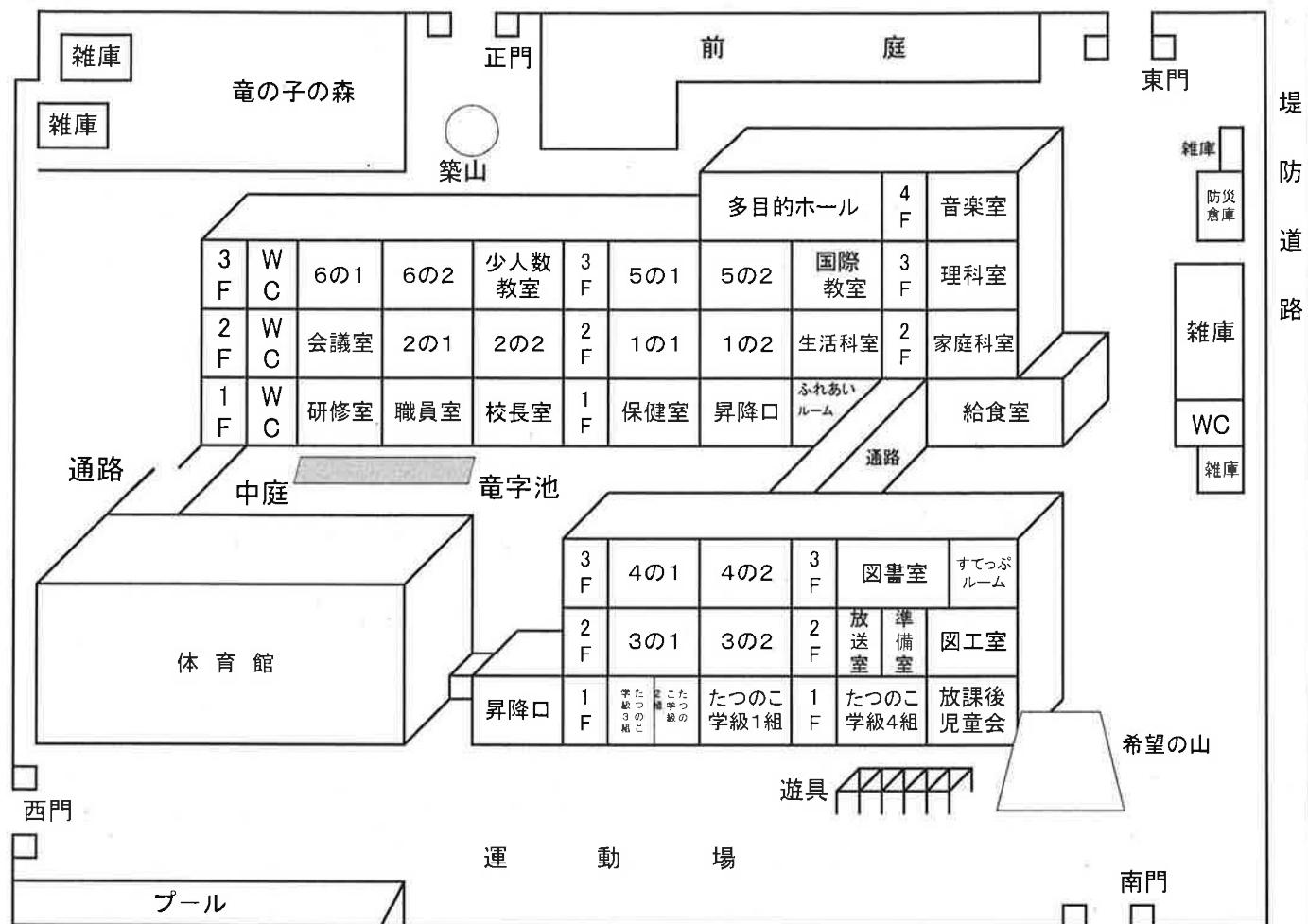
様々な職種の人材をお招きし、生き方教育に係る体験活動の充実を図る。

児童の読書教育をより一層推進していくべきである。

↓

図書室の児童用図書を充実させる。

# 校舎・教室配置図



## 職員組織

校長	水野 敦司
教頭	佐々木和也
教務主任	松井 康子
研修主任	鈴木 尚子
生徒指導主任	坂口 陽介
発達支援教育コーディネーター	塩崎 弘治
道徳教育推進教師	藤村さとみ
特別活動主任	橋本 幸蔵
キャリア教育推進委員	近藤 仁志
情報教育推進員	鈴木 幹恵
学校防災リーダー	加茂 尚弘
外国人児童指導	広瀬サユリ
養護教諭	北島 範子
事務職員	福田 知弘
給食員	鈴木 千尋 谷中理恵子
用務員	伊室 男一 杉本 鉄次

## 学年・学級編制及び児童数

R5.4.1現在

1年					2年					
組	担任	男子	女子	計	組	担任	男子	女子	計	
1	橋本 幸蔵	13	12	25	1	石塚 智香	13	14	27	
2	富田みゆき	13	11	24	2	木賀 峻人	14	14	28	
学年合計					学年合計					
26 23 49					27 28 55					
3年					4年					
1	大場愛菜美	14	10	24	1	藤村さとみ	13	14	27	
2	菅 麻美	13	12	25	2	小名木克之	13	15	28	
学年合計					学年合計					
27 22 49					26 29 55					
5年					6年					
1	平野 操	16	11	27	1	近藤 仁志	12	14	26	
2	坂口 陽介	16	11	27	2	鈴木 尚子	13	13	26	
学年合計					学年合計					
32 22 54					25 27 52					
発達学級										
たつのこ1	鈴木 美晴	6	1	7	たつのこ3	鈴木 幹恵	4	1	5	
たつのこ2	水口 享大	4	1	5	たつのこ4	塩崎 弘治	4	1	5	
級外	松井康子、広瀬サユリ 加茂尚弘、大塚昌弘 増田千寿乃					たつのこ合計				
						18 4 22				
						全校合計				
						181 155 336				

初任研修例校指導員  
導教員軽減

池谷 裕之

外国人児童生徒  
就学支援員

宮川 恵

外国人児童  
教科指導員

中津川啓三

小規模小学校  
支援員

久野 裕子

スクール  
ヘルパー

大力 典子

発達支援  
教室支援員

鈴木 真代

学習支援員

三浦千佳代

理科支援員

田中 保美

図書館補助員

鈴木 美樹

パート給食員

西田 澄惠  
三好 明美

校務アシスタント

中村 朝実

ウインキー<sup>+</sup>  
エリン・ジヤン

## 年間教育活動計画

令和5年度 浜松市立竜禅寺小学校

4月26日現在

日	曜	4月	曜	5月	曜	6月	曜	7月	曜	8月	曜	9月	日
1	土	(A)	月	(B)	木			土		火		金	普3 避難訓練【1】
2	日		火	1年生を迎える会【児1】	金	委員会日課 委員会活動3		日		水		土	
3	月	(B)	水	憲法記念日	土		月	(A)	木		日	PTA資源回収②	3
4	火		木	みどりの日	日		火		金		月	(B)給食・出入り授業開始 身体測定(5,6年)【1】	4
5	水		金	こどもの日	月	(A)	水	S情報モラル	土		火	身体測定(3,4年,た)【1】	5
6	木	普3(6年変則音4)新任式【1/3】 始業式【1】入学式準備【1】(6年)	土		火		木		日		水	身体測定(1,2年)【1】	6
7	金	普3 入学式【1】 2~6年生休み	日	水	朝会2(いのち) 代表委員会3	金	委員会日課 委員会活動4	月	(B)		木		7
8	土		月	(A) 芸術鑑賞教室(ま)団たん(まほ)	木		土		火		金	委員会日課 委員会活動5	8
9	日		火	眼科検診全学年13:00	金	防犯教室AM【1】	日		水		土		9
10	月	(A)普3 視力検査4/14まで	水	朝会1 代表委員会2	土		月	(B)	木		日	PTA資源回収②(予備日)	10
11	火	委員会日課5 給食開始 身体測定【1】、委員会活動1	木		日		火	4~5年宿泊訓練(かわな)【3】	金	山の日	月	(A)	11
12	水	Sはままつマナー <small>6年運動会実行委員会オンライン 代行委員会</small>	金	委員会日課 委員会活動2	月	(B)クラブ日課5 クラブ1 <small>いのちについて考える日。読書紹介→10日まで</small>	水	4~5年宿泊訓練(かわな)【3】	土		火		12
13	木	普4 避難訓練【1】、聴力検査1~2年	土		火		木	普3給食なし 部会水泳記録会(トビオ)	日		水	Sはままつマナー	13
14	金	普4 出入り授業開始 聴力検査3~5年	日	PTA資源回収①	水	Sよいところみつけ	金	読み聞かせ3	月	(A)学校閉庁日	木		14
15	土		月	(B)	木	参観会(5校時) 6年南館中説明会(6校時)	土		火	学校閉庁日	金		15
16	日		火	尿検査2次	金	内科検診(2~4~6年)13:30	日		水		土		16
17	月	(B) 聴力検査たつのこ	水	Sよいところみつけ 耳鼻科検診1~4年13:30	土		月	(A)海の日	木		日		17
18	火	6年全国学力・学習状況調査(国算) 心電図検査1~4年【1】	木	歯科検診8:30(全)【1】	日		火	<small>6年運動会実行委員会初(弁当を学校で食べる)</small>	金		月	(B)敬老の日	18
19	水		金	読み聞かせ1	月	(A)クラブ日課5 クラブ2	水		土		火		19
20	木	薬学講座5~6年	土		火		木	普4 給食・出入り授業終了 S夢への足あとカード	日		水	自由参観会・6年修学旅行説明会 PTAバザー(仮)	20
21	金	短日課4 給食なし 参観会・PTA総会・引渡し訓練	日	PTA資源回収①(予備日)	水	ペア学年交流1	金	普3 終業式【1】	月	(B)	木		21
22	土		月	(A)	木		土		火		金		22
23	日		火		金	読み聞かせ2 内科検診(1~3~5年,たつ)13:30	日		水		土	秋分の日	23
24	月	(A)普4 計算力調査② キャリア・カウンセリング	水	普4	土		月	(B)	木		日		24
25	火	普4 尿検査1次 キャリア・カウンセリング	木	短日課5 S夢への足あとカード ドラゴン運動会開会式⑤	日	PTA親子ドッジボール大会	火		金		月	(A)	25
26	水	普4	金	校内運動会【2】 宿泊訓練保護者説明会⑤	月	(B)クラブ日課5 クラブ3	水		土		火	新体力テスト(低)	26
27	木	普4 S夢への足あとカード キャリア・カウンセリング	土		火		木	30分間回泳9:30~10:00	日		水	新体力テスト(中)	27
28	金	普4 交通教室【1】 キャリア・カウンセリング	日		水		金		月	(A)	木	S夢への足あとカード 新体力テスト(高)	28
29	土	昭和の日	月	(B)普5	木	S夢への足あとカード 交通安全リーダーと語る会⑥	土		火		金	朝会3 <small>おはみ配付!キャリアパスポート冊子拂用</small>	29
30	日		火	尿検査3次	金	<small>4年みんなの下水道教室③④【理科室】</small>	日		水		土		30
31			水	普4			月	(A)	木	普3 始業式【1】			31

現時点における計画です。変更する場合がありますので御了承ください。

日	曜	10月	曜	11月	曜	12月	曜	1月	曜	2月	曜	3月	日
1	日		水		金	代表委員会5 3年スクール119③④第1希望	月	(A)元日 ■年末年始の休日	木		金		1
2	月	(B)普4 キャリア・カウンセリング	木		土		火	■年末年始の休日	金	入学説明会(旗振り講習会)	土		2
3	火	普4 キャリア・カウンセリング	金	文化の日	日		水	■年末年始の休日	土		日		3
4	水	普4 キャリア・カウンセリング	土		月	(A)学校保健週間・学級保健委員会 学校移動博物館「太平洋戦争と浜松」	木	学校閉庁日	日	月	(B)普5 キャリア・パスポート回収締め切り	4	
5	木		日	PTA資源回収③	火	色覚検査1・4年希望者	金		月	(B)	火	普5	5
6	金	委員会日課 指導課計画訪問	月	(A) (南部中文化発表会)	水	Sよいところみつけ	土		火		水	Sよいところみつけ 卒業式練習	6
7	土		火		木		日		水	Sよいところみつけ	木	普5	7
8	日		水	普4 朝会4	金	委員会日課 委員会活動8	月	(B)成人の日	木		金	普4 卒業式練習	8
9	月	(A)スポーツの日	木		土		火	普3 3学期始業式【1】	金	委員会日課 委員会活動10	土		9
10	火	普4 キャリア・カウンセリング	金	委員会日課 委員会活動7	日		水	給食開始・出入り授業開始 身体測定(1~3年)【1】	土		日		10
11	水	Sよいところみつけ 代表委員会4	土		月	(B)普4 キャリア・カウンセリング(希望制)	木	県定着度調査(国・算)	日	建国記念の日	月	(A)普5	11
12	木	普4 キャリア・カウンセリング	日	PTA資源回収③予備日	火	普4 キャリア・カウンセリング	金	委員会日課 委員会活動9 身体測定(た、4~6年)【1】	月	(A)振替休日	火	普5	12
13	金	委員会日課 委員会活動6	月	(B)	水		土		火		水	給食最終・出入り授業最終	13
14	土	PTA親子美化活動	火		木	普4 キャリア・カウンセリング	日	PTA資源回収④	水	初会5 参観会(4年1/2成人式)	木	普3 S夢への足あとカード	14
15	日		水	Sよいところみつけ	金	読み聞かせ7	月	(A)	木	5年ごども音楽鑑賞教室12:45	金	普3(5年変則4) 修了式【1】 あゆみ配付 卒業式準備【1】	15
16	月	(B)クラブ日課5 クラブ4	木		土		火		金		土		16
17	火		金		日		水	Sしまつマナー 代表委員会6	土		日		17
18	水	普3給食なし 部会陸上(四ツ池)	土		月	(A)	木		日		月	(B)普2(5、6年) 卒業証書授与式(午前)	18
19	木	ペア学年交流2	日	(市民フェスティバルジュニア部門)	火		金	読み聞かせ8	月	(B)	火		19
20	金	読み聞かせ5	月	(A)	水		土		火		水	春分の日	20
21	土	小学校陸上大会(四ツ池)	火	普5 ドラゴン発表会準備6年(普6)	木	普4 S夢への足あとカード 給食終了・出入り授業終了	日	PTA資源回収④予備日	水		木		21
22	日	PTA親子美化活動(予備日)	水	ドラゴン発表会【3】 ボランティアに感謝する会	金	普3 終業式【1】	月	(B)給食週間～1/26	木	6年生を送る会【児1】	金		22
23	月	(A)クラブ日課5 クラブ最終 3年クラブ見学	木	勤労感謝の日	土		火		金	天皇誕生日	土		23
24	火		金	読み聞かせ6	日		水		土		日		24
25	水	普4 S夢への足あとカード	土		月	(B)	木	S夢への足あとカード	日		月	(A)	25
26	木	6年修学旅行	日		火	学校閉庁日	金	6年南部中入学説明会(6年普4)	月	(A)	火		26
27	金	6年修学旅行	月	(B)歌声を聴く会 3年スクール119③④第2希望	水	学校閉庁日	土		火	キャリア・パスポート持ち帰り	水	離任式	27
28	土		火	夢の丘コンサート(4年)午後	木	学校閉庁日	日		水		木		28
29	日		水	普3給食なし 就学時健康診断13:30	金	■年末年始の休日	月	(A)	木	S夢への足あとカード	金		29
30	月	(B)	木	S夢への足あとカード 5年市学力調査(国・算)	土	■年末年始の休日	火				土		30
31	火	6年南部中部活動見学			日	■年末年始の休日	水	ペア学年交流3			日		31

現時点における計画です。変更する場合がありますので御了承ください。

## 学校運営協議会 年間計画

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和5年 4月28日 金曜日 15:00～16:30 会議室	(1)会長、議長の選出 (2)学校運営の基本方針の確認 (3)いじめ防止基本方針の説明 (4)夢育やらまいかCS加算分についての意見書について (5)学校運営協議会の自己評価について (6)特色ある学校づくりについて	
2	7月10日 月曜日 15:00～16:30 会議室	(1)各学年の教育実践の紹介 (2)教育活動の充実に向けて ※課題とその解決に向けて	
3	11月17日 金曜日 15:00～16:30 会議室	(1)各学年の教育実践の紹介 (2)1学期末の学校評価と改善策 (3)教育活動の充実に向けて ※課題とその解決に向けて	学校運営協議会の自己評価表 委員の意見収集→学校への提出 締め切り日を設定
4	令和6年 2月20日 火曜日 15:00～16:30 会議室	(1)2学期末の学校評価と改善策 (2)来年度学校運営の基本方針 (3)学校運営協議会自己評価	

## 令和4年度 第4回 龍禅寺小学校運営協議会 議事録（要点記録）

- 1 開催日時 令和5年2月20日（月） 15時00分から16時50分まで
- 2 開催場所 龍禅寺小学校 会議室
- 3 出席委員 寺田 成一、松本 直己、鈴木 里枝、加藤 京子、安間 雄一  
高須 道男、鈴木 邦明、新井 和美
- 4 欠席委員 石川裕一郎、倉重 建朗
- 5 学 校 水野 敦司（校長）、佐々木和也（教頭）、松井 康子（教務主任）  
塩崎 弘治（CS担当教員）
- 6 傍聴者 なし
- 7 協議事項
  - (1) 議長の選出について
  - (2) 学校評価の結果、成果と課題について
  - (3) 来年度の学校運営の基本方針について
  - (4) 学校運営協議会の自己評価について
- 8 会議録作成者 塩崎

### 9 会議記録

委員総数10名のうち7名の出席があり、過半数を超えていたため、会議が成立している確認をした。※加藤委員は15:25より参加

#### (1) 議長の選出について

司会から、議長の選出について、前回協議会の終わりに倉重副会長に議長をお願いすることに満場一致で決定していたが、都合で欠席する旨の発言があった。すると、委員から寺田委員を今回の議長として推挙する声が上がり、全員異議なくこれを承認した。

#### (2) 学校評価の結果、成果と課題について

○教務主任の松井より以下のような報告をした。

##### (成果)

- ・資質能力を身に付けてきた自信が表れていた。
- ・ほとんどの学年で数値が上がった。
- ・新しい指標を理解し、キャリアプランニング能力を高めることができた。

##### (課題)

- ・児童の学校での様子を具体的に伝えていく必要性を感じた。
- ・リーダーシップを發揮できたという実感を持てなかった。
- ・忍耐力も低かった。
- ・来年度は児童が他者とコミュニケーションを取りながら視野を広げていくことができるよう、体験の機会を増やし関わりを実感できるようにしたい。

○これを受け、以下のような質疑応答が行われた。

- ・リーダーシップを發揮できる場面が少なかったということだが、学習の中でグループ討

論を行う機会を設けたらどうか。(松本委員)

- ・学習過程を考えると、1時間の授業の中でグループ討論に取り組むことができる時間は15分程度である。そのような時間制限がある中で本年度はできる範囲で取り組んできた。来年度に向けて、より一層の取組を進めていきたい。(教務主任)
- ・学校から帰ってから友達の家に遊びに行くことが減っているようだ。大人や経験のある高学年の声掛けが必要だと思う。ソーシャルスキルを使った学びの機会を作つて欲しい。(鈴木里枝委員)
- ・今後、コロナに関する制限が緩和されてくると思われる。いろいろな人と接するが多くなると子供たちの様子も変わってくるのではないか。(新井委員)

#### (3) 来年度の学校運営の基本方針

○校長より基本方針の説明をした。これを受け以下のような質疑応答が行われた。

- ・本年度と基本的に同じスタイルで進めていただきたい。基本方針には賛成できるので、できる限り協力していきたい。リーダーシップについては、少人数でのグループ活動に取り組むのもよいと考える。得意分野に関してリーダーシップをとる経験が積めるとよい。不登校の児童に対して、その子たちをどうしていくか考えていきたい。何らかの協力ができるとよい。少しでも減るとよいと考える。(高須委員)
- ・知り合いに不登校の子がいる家庭がある。家族が悩んでしまう。早い段階で対応できれば違うのかもしれないが難しいのかもしれない。対応について協議会でも話し合ができるとよい。(新井委員)
- ・個別最適を優先すると一人一人が孤立することが心配される。非常に良い重点項目になっている。(松本委員)

○議長より、校長より提案された来年度の学校運営の基本方針について、承認する委員の挙手を求める発言があった。参加全委員が挙手をし、来年度学校運営基本方針は承認された。

#### (4) 学校運営協議会の自己評価について

○議長が資料を読み上げて内容を確認したのち、参加全委員が賛同した。

### 10 報告事項

①夢をはぐくむ学校づくり推進協議会 本年度の予算執行について

○教頭より、要望書に基づき各学年で講師を招き学習を進めたり、図書にも活用したりした旨の報告があった。

②来年度委員について

○校長より、4名の委員が3年間の任期を終えること、そして、来年度より3名の委員が新しく加わる旨の報告があった。また、コーディネーターは高須委員が務めることも報告された。

③来年度学校運営協議会年間計画

○教頭より計画表が示され、全委員の賛同を得られた。

# 浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

## (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

## (目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

## (設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

## (協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならぬ。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるととき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるとときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができます。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(様式 1)

令和 4 年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立（龍禅寺小）学校運営協議会長

＜評価項目 1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・学校側の丁寧な説明があり基本方針を理解することができた。また、方針について様々な視点から話し合うことができた。
- ・協議会と学校の意見がよくかみ合っていた。過去のことも考えていたからだと思う。
- ・実践紹介や参観会などで、各学年が基本方針や育成指標に則り、課題を踏まえつつ丁寧に授業や運動会などの行事が行われていることが理解できた。その上で、指示意見や質疑など活発な熟議ができた。一方で、このような教育活動と協議会との接点が、今だに不十分であると感じる。

＜評価項目 2＞ 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

- ・学校側の要望について具体的な支援策を熟議することができた。その他の項目についても、各委員が積極的に発言し熟議を進めることができた。
- ・協議会委員が各所に連絡を行うことができていて良かった。
- ・職員の半分が異動になる中、各学年が育成指標を意識しながら学習活動を進めていることが分かり、教育活動の成果について活発な熟議ができた。
- ・協議会の熟議を受け、昨年度よりも活動が進んだ。
- ・協議会にとっては、学校の目標や抱える課題を地域がいかに共有し、活動に取り組むことができるかということが課題である。地域と学校との接点をどのように組み立て具体的に実践していくことが協議会の役割である。この点の具体的な熟議が足りなかった。

＜評価項目 3＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・本年度に始めることができた活動を継続しつつ新たな支援を始められたら良い。
- ・コロナ感染症の蔓延に伴い委員が学校を訪れその様子を知る機会が減少してしまった。児童の実態を知ることが大切である。
- ・協議会の役割について委員が正しく理解し、その目標を明確にしていく必要がある。
- ・コロナの終息が見通せない中での学校運営を深堀して取り組むことが必要である。

# 学校運営協議会自己評価実施要項

浜松市教育委員会

## 1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年 浜松市教育委員会規則第2号）第8条に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の自己評価の実施について必要な事項を定める。

## 2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

## 3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

### ＜評価項目＞

（必須） ※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。
- 3 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。
- 4 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標

※ 各協議会で追加する項目があれば5以降に設定する。

## 4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

## 5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便りや学校のホームページ等を活用し広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

## 6 評価結果の報告と改善支援

### （1）教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

### （2）教育委員会による改善支援

#### ア 様式1の活用

様式1は教育委員会教育総務課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

#### イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

### 附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

この実施要項は、令和5年4月1日から施行する。

浜教学総学第7号  
令和5年4月10日

浜松市立小中学校運営協議会長各位

浜松市教育委員会 教育総務課  
学校・地域連携担当課長 鈴木健一郎

令和5年度学校運営協議会自己評価の実施と結果等の報告について（依頼）

春暖の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のコミュニティ・スクールにつきまして御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、学校運営協議会は、浜松市学校運営協議会規則第8条第2項に基づき、毎年度、自己評価を行わなければならないこととなっています。評価に当たっては、別添「学校運営協議会自己評価実施要項」に沿って実施し、結果について下記のとおり御報告願います。

記

- 1 提出物 令和5年度学校運営協議会自己評価表（様式1）
- 2 提出期限 令和6年2月末日（最終の学校運営協議会終了後、速やかに）
- 3 提出先 各学校へ御提出ください。

4 その他

- (1) 自己評価は、実施要項、記入上の留意点を参考にし、委員全員で十分に話し合って進めていくようにしてください。
- (2) 自己評価の結果については、CS便りや学校ホームページ等を活用し、広く保護者や地域住民等に公表するよう努めてください。

- 5 担当 教育総務課 地域連携G 清水・牧野 電話：457-2401

## 《記入上の留意点》

(様式 1)

### 令和 5 年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立( )学校運営協議会長

#### 〈本年度の目標〉

- ※ 前年度に協議会自ら設定した取組目標（学校運営協議会の自己評価〈評価項目 3〉）を再確認し、委員間で共有する。1～2点に絞るのもよい。  
1年目は、「学校を知る」ことを目標に据える。

#### 〈評価項目 1〉 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】等をもとに、各委員が振り返りを行う。
- ※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に記載する。（1～2点でもよい。）
- ※ 委員個人の意見ではなく、協議会としてまとめた結論を記載する。

#### 〈評価項目 2〉 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】等をもとに、各委員が振り返りを行う。
- ※ 成果・課題等を簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。（1～2点でもよい。）
- ※ 委員個人の意見ではなく、協議会としてまとめた結論を記載する。

#### 〈評価項目 3〉 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ※ どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。

#### 〈評価項目 4〉 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ※ 1～2点に絞り、記載する。

自己評価の結果については、学校ホームページで公表します。

## 《振り返りのポイント》

(様式2)

### 令和5年度 学校運営協議会自己評価表

委員名( )

#### <本年度の目標>

- ※ 協議会で設定した取組目標を記載する。

#### <評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】等をもとに、振り返りを行う。
- ※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に記載する。
- ※ 委員個人の意見だけではなく、協議会としての視点で記載する。

#### <評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】等をもとに、振り返りを行う。
- ※ 成果・課題などを簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。
- ※ 委員個人の意見だけではなく、協議会としての視点で記載する。

#### <評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ※ どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。

#### <評価項目4> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ※ 委員個人の目標だけではなく、協議会全体としての目標を記載する。

## 【熟議チエックシート】

委員名（  
）

できている もう少し

評価項目 1	校長の説明を聞いて、分からぬ用語や疑問に感じたことを質問し、それに対して理解・納得できる回答が得られた。
	基本方針の承認にあたり、校長の説明を聞き置くだけでなく、よりよい学校運営のために建設的な意見を発言できた。
	学校教育目標や学校運営の基本方針についての内容を理解し、共有した。
	学校評価などの評価結果を生かした改善について確認した。
評価項目 2	学校運営について、率直に意見を述べることができた。
	学校の教育目標と学校支援活動とのつながりを意識して、協議会で協議を重ねた。
	熟議の結果、学校、家庭、地域がそれぞれ実行すべきこと、役割分担が明確になった。
	これまで行われてきた学校支援活動についても、教育目標とのつながりや学校、家庭、地域の役割分担を考え、見直すことができた。
	協議会で決定し、実施した学校支援活動について、振り返りや反省を行った。

# 浜松市立竜禅寺小学校いじめ防止基本方針

浜松市立竜禅寺小学校

## 浜松市立龍禅寺小学校いじめ防止基本方針 目次

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方.....	1
1 いじめの定義.....	1
2 いじめの理解 .....	1
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方 .....	2
(1)いじめの未然防止.....	2
(2)いじめの早期発見.....	2
(3)いじめへの対処.....	3
(4)地域や家庭との連携.....	3
(5)関係機関との連携.....	3
第2 いじめの防止等のための対策.....	3
1 いじめの防止等のための組織.....	3
(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割.....	3
(2)いじめの防止等における教職員の役割 .....	4
2 いじめの防止等に関する取組.....	5
(1)龍禅寺小年間指導計画 .....	5
(2)いじめの未然防止.....	6
(3)いじめの早期発見.....	7
(4)いじめに対する措置 .....	8
(5)関係機関との連携.....	8
(6)学校における教育相談体制の整備.....	9
(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組.....	9
(8)いじめが「解消している」状態.....	9

(9)「浜松市立竜禅寺小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	9
3 地域や家庭の役割	10
(1)地域の役割	10
(2)家庭の役割	10
第3 重大事態への対処	10
1 重大事態の意味	11
(1)生命心身財産重大事態	11
(2)不登校重大事態	11
(3)子供や保護者からの申立て	11
2 重大事態の調査組織	11
3 事実関係を明確にするための調査の実施	11
4 調査結果の提供及び報告	11
5 その他の留意事項	12

# 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

## 1 いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する「児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校のいじめ対策組織(以下「校内いじめ対策委員会」という。)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

## 2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序が

なかつたり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。

- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにする必要があります。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

#### (1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気をもち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことを取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一緒にとなって取組を推進するための普及啓発に努める。

#### (2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出していることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起りうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

### (3) いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

### (4) 地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度を活用する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

## 第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立竜禅寺小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

### 1 いじめの防止等のための組織

#### (1) 「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
  - ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任

- ・必要に応じて、発達支援コーディネーター、教科担任等を参加させたり、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させたりする。
  - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、隨時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合はその母体となる。事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

## (2) いじめの防止等における教職員の役割

### ① いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ いじめ対策委員会を企画・運営する役割

### ② 教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立竜潭寺小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員
  - : いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員
  - : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター
  - : 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ S C : 心理に関する教育相談を担う。
- コ S S W : 福祉に関する教育相談を担う。

## 2 いじめの防止等に関する取組

### (1)竜禅寺小年間指導計画

◆教職員 □児童生徒 ○保護者・地域

1 学期		2 学期		3 学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	<p>◆いじめ対策委員会(研修)            ①            ・基本方針・組織の確認            □○始業式・入学式            ・基本方針の説明            □授業開き            ・人間関係作り(G E)            ・1年間のめあて(C P)  <u>・はままつマナー</u>            ・キャリア・パスポート            ○参観会、P T A総会、キャリアカウンセリング、学校運営協議会            ・基本方針の説明</p>	夏 季 休 業	<p>◆いじめ対策委員会(研修)            ⑥            ・事例検討            ・基本方針の見直し            □2学期授業開き            ・人間関係作り(G E)  <u>・はままつマナー</u>            ○自由参観会            □学活            ・前期の振り返り(C P)</p>	9	<p>□3学期授業開き            ・人間関係作り(G E)  <u>・はままつマナー</u>  <b>◆いじめ対策委員会(研修)</b>            ⑪            ・基本方針の改定            □学級活動            ・ペア交流  <u>□はままつマナー</u>  <u>・よいところみつけ</u>            ○参観会  <b>◆いじめ対策委員会(研修)</b>            ⑫            ・今年度の取組について            ・次年度年間指導計画の作成</p>
5	<p>◆いじめ対策委員会(研修)            ②            ・1学期の取組について  <u>□はままつマナー</u>  <u>・よいところみつけ</u>  <b>◆いじめ対策委員会(研修)</b>            ③            ・学級経営といじめ防止            □学級目標の設定・確認            □○運動会  <u>□児童会活動</u>  <u>・命について考える時間</u>            ・ペア交流            □道徳(生命の尊重)  <u>□はままつマナー</u>  <u>・よいところみつけ</u>            □いじめアンケート  <b>◆いじめ対策委員会(研修)</b>            ④            ・いじめアンケートについて            ○参観会            ・情報モラル講座(6年)</p>	10	<p>□学級活動            ・ペア交流            ○キャリアカウンセリング  <u>□はままつマナー</u>  <u>・よいところみつけ</u>  <b>◆いじめ対策委員会(研修)</b>            ⑧            ・授業改善といじめの未然防止            □修学旅行・校外行事  <u>□はままつマナー</u>  <u>・よいところみつけ</u>            □学習発表会            □いじめアンケート  <b>◆いじめ対策委員会(研修)</b>            ⑨            ・教育相談、カウンセリングマインド  <u>□はままつマナー</u>  <u>・よいところみつけ</u>            ○キャリアカウンセリング  <b>◆いじめ対策委員会(研修)</b>            ⑩            ・2学期の振り返り</p>	11	<p>□いじめアンケート  <u>□はままつマナー</u>  <u>・よいところみつけ</u>            ○保幼小連絡協議会            小中連絡協議会            □学活            ・年間の振り返り(C P)</p>
6					
7	<p>□宿泊訓練  <u>□学活(情報モラル)</u>  <b>◆いじめ対策委員会(研修)</b>            ⑤            ・1学期の振り返り</p>	12			

※G E : 構成的グループエンカウンター ※C P : キャリア・パスポート

※「特別な教科道徳」に関しては、いじめ防止に直接的に関わる教科である。各学年の「道徳科年間指導計画」に準じて、毎月実施する。

※いじめ防止につながる指導は、日々の生活の状況に応じて様々な場面で行うことができる。朝の会や帰りの会等を利用して、必要に応じて行う。

#### [年間]

○授業のルールについて子供と話し合い、話し合ったルールについて徹底する。  
 ○行事等での異学年交流を積極的に行う。

## (2)いじめの未然防止

学校教育目標「夢を持ち ともに輝く」の具現化を目指し、「キャリア教育の推進」と「子供たちに育てたい能力の育成指標」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

○毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

### 具体的な取組

- ・道徳科でいじめや命について考えることができる教材を扱い、「D 生命の尊さ」について考える。
- ・朝会における校長の話で、「いじめや命」について考えることができる話を聞く。

○教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見ていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。

○教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。

○家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても周知徹底する。

○「浜松市立竜禪寺小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。

○子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル講座などの啓発活動を行う。

○子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
5月	学級活動での学級の目標の設定・確認
6月	「命について考える」をテーマにした委員会活動での話し合い・取組
10月	いじめ撲滅に向けた委員会活動や学級での話し合い・取組
イ	子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。
年間	学級や学年における授業のルールについての子供の話し合い
年間	学校行事や校外学習を通した集団作りとルールの涵養
4月	学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）
9・10月	いじめ対策委員会
学期末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
ウ	子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実
4・9・1月	「はままつマナー」を活用した振り返り

6・10・1月 毎月	よいところみつけの実施 道徳の授業の充実
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
毎月 6月	多様性の理解に向けた授業の充実や学校行事の実施 「命について考える」特別活動の実施
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくるとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
毎月 4・9・1月 4・9・1月	朝の会、帰りの会等における「よいところ見つけ」の取組 構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動 「はままつマナー」を活用したふわふわ言葉・ちくちく言葉の想起

### (3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- 定期アンケート調査：学期に1回

※臨時アンケート調査は、必要に応じて隨時行う。

イ 実施方法・検証

- 進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。
- 学校、家庭で実施する。
- 回収から2日以内に、教職員が記載内容を確認し、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。
- 必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

- 記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- 定期個人面談：必要に応じて実施する。

イ 実施方法・検証

- 教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

## ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を5年間保存する。

- アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- 「校内いじめ対策委員会」を定期的に開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- 教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

## (4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合って見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめに対する措置の結果を、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

## (5)関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセ

- ラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、月に1回、教育委員会に送付する。
  - 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
  - いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

#### (6)学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようとする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

#### (7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、いじめ対策委員会を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立竜禅寺小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

#### (8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

#### (9)「浜松市立竜禅寺小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立竜禅寺小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立竜禅寺小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立竜禅寺小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中

心に点検し、必要事項を見直す。

- 「浜松市立竜禅寺小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

### 3 地域や家庭の役割

#### (1) 地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

○地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるよう、学校の情報を適切に発信する。

○家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようとする。PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

#### (2) 家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくれたためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

○「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。

○子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。

○子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。

○日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。

○インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。

○子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。

ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。

ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

## 第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のた

めの基本的な方針」(令和4年9月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応します。

## 1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

### (1)生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 子供が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

### (2)不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連續して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していないても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

### (3)子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

## 2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時にていきます。

## 3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となつたいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

## 4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

## 5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動搖が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかったために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。